

伊丹市イベント用分別ごみ箱貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、イベントの主催者及び参加者等のごみ分別意識の向上を図り、ごみの減量・リサイクルを推進するために、本市がイベント用分別ごみ箱を貸し出す手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 イベント用分別ごみ箱の貸出しを受けることのできる団体は、市内に活動拠点のある自治会、特定非営利活動法人（NPO法人）、学校等とする。（以下「団体等」という。）

(イベント)

第3条 イベント用分別ごみ箱を貸出しできるイベントは、市内で開催されるイベントとする。

2 前項の規定によるイベントには、宗教活動（ただし、地域振興や文化交流を促進するイベントとして位置付けられているものを除く。）、政治活動、公序良俗に反する活動その他市長が適当でないとする活動を目的とするイベントは含まない。

(貸出し数)

第4条 貸し出すイベント用分別ごみ箱は、イベント用分別ごみ箱3個を1セットとし、原則として、1回の申込みにつき3セットまでとする。

(貸出し場所及び返却場所)

第5条 前条におけるイベント用分別ごみ箱の貸出し及び返却については、市が指定する場所において、開庁時間内に行う。

(期間)

第6条 イベント用分別ごみ箱の貸出期間は、当該イベントの開催日に、前後各3日以内を加え、10日を限度とする。ただし、その日数に市の休日は含まないものとする。

(費用)

第7条 イベント用分別ごみ箱の貸出しは無料とする。ただし、イベント用分別ごみ箱の運搬費用、ごみ袋費用、ごみ処理費用、其他のごみの適正処理に必要な費用は、貸出しを受けた団体等（以下「借受者」という。）の負担とする。

（貸出申込）

第8条 イベント用分別ごみ箱の貸出しを受けようとする団体等は、市長に対し、イベント用分別ごみ箱貸出申込書（様式第1号）により、申し込まなければならない。

2 前項の申込みは、当該イベントの開催日の3箇月前から10日前までの間に提出するものとする。

3 貸出しは、申込みを受理した時点での在庫を限度として行うものとする。

4 第1項の規定による申込みは、伊丹市オンライン申請ポータルを通じた電子申請により行うことができる。

（貸出決定）

第9条 イベント用分別ごみ箱の貸出しは、先着順で決定し、イベント用分別ごみ箱貸出通知書（様式第2号）によりイベント用分別ごみ箱貸出申込書を提出した団体等に通知する。

2 市長は前項の通知に、イベント用分別ごみ箱の貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

（破損等）

第10条 借受者は、イベント用分別ごみ箱を破損又は紛失した場合、借受者の責任と費用負担により修繕等必要な措置を講じなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

（遵守事項）

第11条 借受者は、イベント用分別ごみ箱の使用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 申し込んだイベントにおける、ごみの分別収集以外で使用してはならない。

- (2) 第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) ごみ袋を取り付けたうえ,使用しなければならない。
- (4) 使用後は,点検を行い,洗淨により汚れを取り除き,水分は拭き取らなければならない。
- (5) 貸出期間の満了の日までに,返却しなければならない。

(貸出しの取消し)

第 1 2 条 市長は,借受者がこの要綱及び前条に規定する遵守事項を遵守できない場合は,第 9 条の貸出決定を取り消すことができる。

2 前項の貸出決定の取消しを受けた団体等は,速やかにイベント用分別ごみ箱を返却しなければならない。

(免責)

第 1 3 条 イベント用分別ごみ箱の使用に起因して生じた事故及び損害については,借受者の責任において対応し,本市に対し,損害賠償その他一切の費用請求を行うことはできない。

付 則

この要綱は,令和 7 年 6 月 5 日から施行する。